

将来的な公共下水道区域の見直しを踏まえた現行制度の改正について

1. 趣旨

国交省の「上下水道政策の基本的なあり方検討会」第2次とりまとめ(R8.1)では、人口減少や施設の老朽化を踏まえ、持続可能な污水处理を実現するため、今後は公共下水道区域を縮小(集合処理から個別処理への転換)するとともに、集中型と分散型のベストミックスを図る基本的な考えが示された。これを受けて、令和8年3月には下水道法の改正案が閣議決定され、今国会において7月15日に可決・成立した。

本市においても、管理施設の増加に伴う維持管理等に係るコストのほか、将来世代への負担増加等が課題となっていることから、持続可能な下水道事業経営を実現するためには、公共下水道区域のさらなる拡大の抑制や将来的な縮小が必要であり、まずは、これまでの下水道整備に係る公費負担の考え方を見直すこととしたもの。

2. 中核市における区域外流入の取扱いについて

全国の中核市 62 自治体のうち、59 自治体が回答

(1) 污水处理施設整備が概成(污水处理人口普及率が 95%以上)した自治体：36 団体

- ① 認めていない 15 団体
- ② 認めている 20 団体 (私費による本管整備)
1 団体 (公費による本管整備)・・・富山市のみ

(2) 概成していない自治体：23 団体

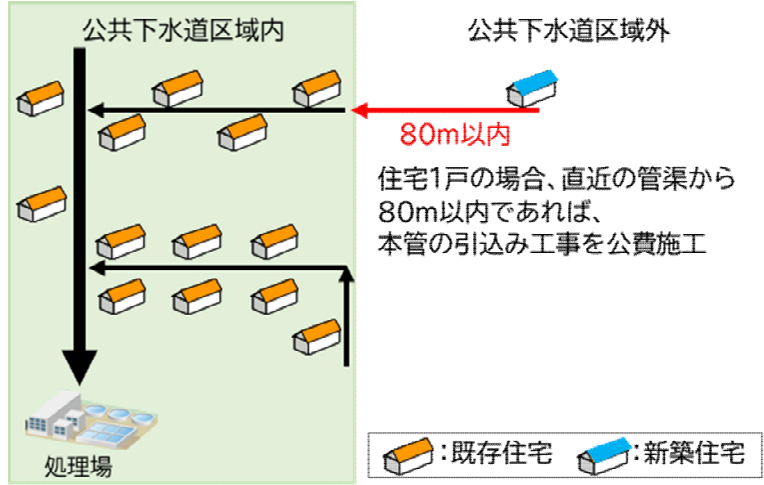
- ① 認めていない 4 団体
- ② 認めている 17 団体 (私費による本管整備)
2 団体 (公費による本管整備)

3. 改正内容

(1) 区域外流入に係る公費負担について

ア 現状

「区域外流入に関する事務取扱要綱」を制定(H20.4.1)し、区域外流入を市内全地域において公費負担により認めてきた。



過年度実績(本管・公費施工)

年度	件数(事業費)
R5	13 件(114,000 千円)
R6	5 件(41,000 千円)
R7	3 件(26,000 千円)

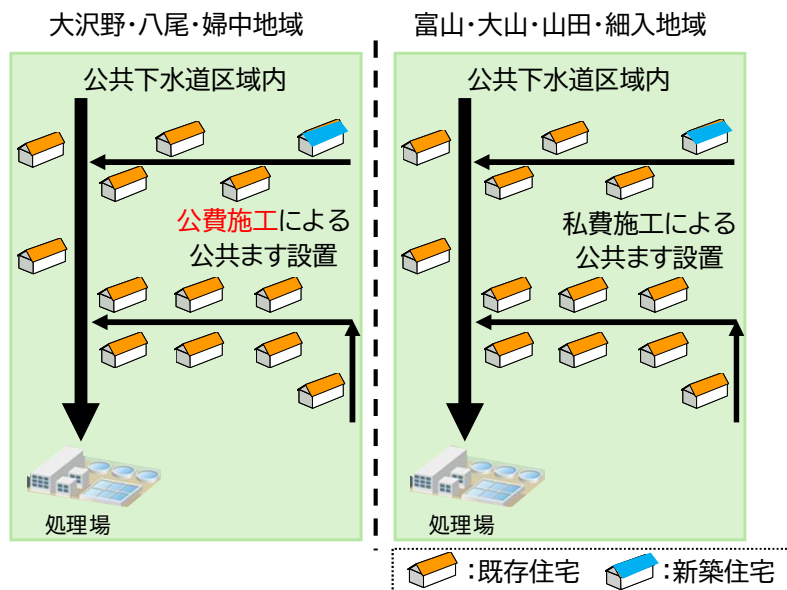
イ 改正方針

本管引込み工事の費用負担	現在	改正後
	公費(上下水道局負担)	私費(原因者負担)

(2) 公共ます等設置に係る公費負担について

ア 現状

公共ます及び取付管の設置工事の費用負担については、合併協議の結果「合併後も旧市町村の基準を原則存続する」とされたことから、地域ごとに運用が異なっている。



過年度実績（公共ます・公費施工）

年度	件数(事業費)
R5	51 件(35,700 千円)
R6	59 件(41,300 千円)
R7	34 件(23,800 千円)

イ 改正方針

地域名称	現在	改正後
富山地域	私費 (原因者負担)	<u>私費 (原因者負担)</u>
大山地域		
山田地域		
細入地域		
大沢野地域	公費 (上下水道局負担)	
八尾地域		
婦中地域		

(3) 施行日と今後の取組み

3.(1)の施行日：令和10年4月1日

3.(2)の施行日：令和9年4月1日

今後、広報とやまや上下水道局ホームページへの掲載、不動産関係団体等を通じて広く市民への周知を図る。

【参考】本市における合併以降の下水道整備の状況

	H17末	H28末 (概成)	R6末	H28概成後の増加面積の内訳
汚水処理人口普及率 (%)	91.7	99.1	99.4	—
公共下水道区域 (ha)	10,651	10,826	11,074 +248ha	用途地域 : 103ha (富山:77ha, 大沢野:12ha, 大山:14ha) 用途地域外: 145ha (富山:107ha, 婦中:33ha, 八尾:5ha)
下水道管渠延長 (km)	2,128	2,551	2,615 +64km	用途地域 : 43km (富山:39km, 大沢野:4km) 用途地域外: 21km (富山:18km, 婦中:2km, 八尾:1km)